

大府市告示 第8号

大府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により公告する。

なお、第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により併せて公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、第13条第4項で準用する第12条第2項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年1月19日

大府市長 岡村 秀人

記

1 第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

別紙「農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果」のとおり

2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

大府市役所 農業振興課

大府市中央町五丁目70番地